

公益財団法人公益事業支援協会 令和5年度事業計画

第1 本年度の事業

1. 公益活動を行う組織の設立・運営の支援

当法人の事業目的は、公益活動を行う組織の設立・運営の支援及び公益活動を行う組織の普及啓発事業である。この事業目的を達成するために以下のことを行う。

1. 相談事業

昨年度相談事業は10件以上あった。

相談者から相談があったときは、相談員から公益認定申請に関して必要な一般的な事項を説明してもらい、相談者が更に詳しく知りたいときは、当法人の常設の研究室を利用することができるようになり、当法人の会員であれば誰でも使用できるようにし、下記の書籍等を揃えた。

- (1) 公益法人に関する書籍。
- (2) 公益認定申請に必要なマニュアルを作成し備え置く。
- (3) 公益認定受けた法人が一般法人を設立した後公益認定申請をし、公益認定を受けるまでの一切の関係書類。

2. 公益活動を行う組織の普及啓発事業

(1) セミナー事業

コロナが収束していないので昨年度は1回しか行うことができなかった。本年度は3回開催する。セミナー参加料は、本年度も無料とする。

公益事業を推進するためのセミナー

- ① 対象 公益活動を行いたいと思う個人・法人の役職員
- ② セミナー講師 公益事業を行っている団体の役員、学者、弁護士・公認会計士・税理士等に依頼する。
- ③ 本年度は年3回開催する。
- ④ 開催する場所は、東京・大阪・名古屋においても各1回開催する。

(2) 懸賞論文の募集

- ① 懸賞論文は、年1回募集し、賞金は1回につき合計200万円とする。
- ② 応募対象者は、個人・法人・グループのいずれも可とする。
- ③ ホームページ・新聞・雑誌等に懸賞論文募集の広告をする。
- ④ 表彰を受けた論文は、ホームページに掲載する。

(3) 調査研究事業

公益活動を行う組織を普及啓発するためには、公益法人制度を調査し研究することが不可欠である。そこで、令和4年度は、公益活動を行う組織の普及・啓発事業に付随するものとして当法人内に公益法人研究室を設置し、公益法人制度の調査研究を開始した。研究室といつても予算が少ないので非常勤の研究員が大半であるので大きな成果を生み出すことはできなかった。令和5年度は、常勤の研究員兼事務員2名(いずれも行書士試験合格者で法科大学院終了又は中退)を採用し、調査研究活動をより進めることしたい。

令和4年度事業報告を内閣府に対し行ったとき、内閣府から調査研究活動を継続的に行うときは公益目的事業の変更認定をした方がよいとの指導を受けた。令和4年度は、研究室を設置したばかりであったので、公益認定変更申請を行わなかつたが、公益法人研究室が組織として固まつたので、令和5年度内閣府に対し調査研究を公益目的事業とする変更認定申請をする。

(4) 出版事業

令和4年度は小冊子「公益法人の分析」と「公益法人のアンケートの結果」いづれも 非売品として公益法人等に無料で配布した。令和5年度は、「小規模法人500のガイドブック」を出版社に依頼して発行する。この発行については、当法人自身が出版しないが、出版事業を公益事業目的事とする変更認定申請をする。

以上